

(第三種郵便物認可)

証券税制 & A

教えて！

小谷野先生



税制改正大綱 (個人編)

平成21年12月22日に、平成22年度税制改正大綱が発表されました。今回はその中で個人(所得税・住民税・相続税・贈与税)に関する主要な改正点について紹介いたします。なお、今後修正等が入る可能性がありますので、その点はご了承ください。

1、証券税制
(1) 自社株公開買付けのみなし配当課税の特例
(2) 譲渡所得関係(住宅)

この改正は、平成22年4月1日以後に行う譲渡について適用されます。
「居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等」(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除)は、平成21年12月31日までの特例として延長されます。
「特定居住用財産の買い換えによる交換の場合の長期譲渡所得の特例」も、平成21年12月31日までの特例として延長されます。

「住宅取得等資金の贈与税の特例」は、平成22年中は1500万円、平成23年中は1000万円、平成24年中は500万円です。
「適用対象となる者は贈与を受けた年の合計所得金額が200万円以下に限定されます。この特例の適用期間は、現行平成22年12月31日まででしたが、平成23年12月31日まで延長されます。なお、この改正は、平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金にかかる贈与税にのみ適用されます。

「小規模宅地等の課税の特例」は、相続人による居住または事業を継続する場合に、宅地の評価額を大幅に減額するという特例です。現行は、相続後に居住または事業を継続しない場合であっても一定の減額を受けることが可能という不合理があることから、見直しが行われています。

「非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し」
同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合には、認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式計算にかける納税猶予税額の上乗せに、当該法人の株式等から除外されます。

「贈与税の特例」
(1) 住宅取得等資金の贈与の特例
(2) 住宅取得等資金の贈与の特例
(3) 住宅取得等資金の贈与の特例

「贈与税の特例」
(1) 住宅取得等資金の贈与の特例
(2) 住宅取得等資金の贈与の特例
(3) 住宅取得等資金の贈与の特例

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Table with columns for months (1-12) and exchange indices (東京, マザーズ, 大阪, 名古屋, 札幌, 福岡, 東京外国, 納札, 総研, JASDAQ). It lists trading days for each month from 2006 to 2010.

「贈与税の特例」
(1) 住宅取得等資金の贈与の特例
(2) 住宅取得等資金の贈与の特例
(3) 住宅取得等資金の贈与の特例

「小規模宅地等の課税の特例」
「贈与税の特例」
(1) 住宅取得等資金の贈与の特例
(2) 住宅取得等資金の贈与の特例
(3) 住宅取得等資金の贈与の特例

「贈与税の特例」
(1) 住宅取得等資金の贈与の特例
(2) 住宅取得等資金の贈与の特例
(3) 住宅取得等資金の贈与の特例

「贈与税の特例」
(1) 住宅取得等資金の贈与の特例
(2) 住宅取得等資金の贈与の特例
(3) 住宅取得等資金の贈与の特例

当額を算入しないこととする等の見直しが行われます。
(3) その他定期金に関する権利の相続税および贈与税の評価
定期金に関する権利の評価は、現行評価方法による算定額と年金受取額の現在価値が大きく乖離しているとの指摘が従来からありました。今回の改正では、一定の経過措置を講じた上で、権利の評価額の見直しが行われます。

*は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。